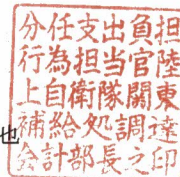


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
6PQL1H000240		6PQG1AS0002 0001				EGM-Z700014E			
品名 または 件名									
自動倉庫用ラインアウト搬送機の保守整備 ほかに1件									
部品番号 または 規格									
仕様書のとおり									
使 用 器 材 名									
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						1	7	G1
納地または工事場所				引 渡 場 所					
関東処				各地					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
各地				令和9年1月29日（金）～令和9年2月26日（金）					

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書」については、調達会計部契約課及びホームページに掲示（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和8年7月24日（金）14時00分 関東補給処A 2多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。
- 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- 入札書の押印は省略できるものとする。
- 契約内容の一部または全部を第三者に再委託させる場合は、落札後速やかに再委託承認申請書を提出したうえ承認を受けることとする。

8 契約条項

適用する契約条項は、関東補給処標準契約書の役務請負契約条項（第2号）、談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）、暴力団排除に関する特約条項（第11号）とする。

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadept/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 問い合わせ先

仕様書に関する問い合わせ先
関東補給処 誘導武器部 竹内
(電話029-842-1211 内線 4112)

本書記載事項の問い合わせ先
調達会計部 契約課 森川
(電話029-842-1211 内線 2236)

〒300-0837
茨城県土浦市右柳2410
陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部 契約課 契約班

10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)については子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は、令和8年7月30日(木)14時00分 関東補給処A2多目的室で行う。

- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、公告番号、件名を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第10項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
(2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく関東補給処標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

16 その他

最低価格の入札金額が分任支出負担行為担当官が定める調査基準額を下回る場合は、入札価格の内訳書といった積算資料等の提出を求める場合があります。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その説明を求める場合があります。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者とし場合があります。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6PQL1H000240													
NO	調達要求番号		物品番号		単位		数量		単 価	金 額	銘 柄	納 地		指 定	
			品 名					引 渡 場 所			検 査				
			部品番号 または 規格					搬 入 場 所			包 装				
			使用器材名		仕様書番号			グ ル ー プ			納 期				
1	6PQG1AS0002	0001			ST	1.00						関東処		1	
	白動倉庫用ラインアウト搬送機の保守整備										関東補給処誘導武器部第1保管倉庫		7		
	仕様書のとおり										関東補給処誘導武器部第1保管倉庫		7		
					EGM-Z700014E						令和9年2月26日		G1		
2	6PQG1AS0003	0001			UN	1.00						関東処		1	
	保管倉庫用荷役機械類の点検										関東補給処誘導武器部第2保管倉庫		7		
	仕様書のとおり										関東補給処誘導武器部第2保管倉庫		7		
					EGM-Z700014E						令和9年1月29日		G1		
					- 以 下 余 白 -										

調達要求番号：6PQG1AS0002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
各器材等外注整備		EGM-Z700014E	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成26年 5月21日
		変 更	令和 5年 8月31日
		作成部隊等名	関東補給処 誘導武器部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において実施する各器材等（誘導武器器材、その他の教育訓練器材及び工具・機器類等を含む。）の外注整備（以下、“整備”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z5.00002による。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達要領指定書で指定する。

表1-種類

番号	対象区分
1	誘導武器器材
2	教育訓練器材
3	工具・機器類
4	その他

1.4 引用文書等

1.4.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

1.4.2 関連文書

a) 規格

MIL-M-43719

MARKING MATERIALS AND MARKERS, ADHESIE,
ELASTOMERIC, PIGMENTED;

b) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

1.5 附属書

附属書A 整備品の表示

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 整備対象品目など

整備対象品目など（以下，“整備品”という。）は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.6 整備作業

整備作業は、表2～表7によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の営業所等とする。

2.9 使用器材・機器

整備に使用する器材及び機器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.10 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 部品及び副資材は、契約の相手方が準備するほか、GLT-CG-Z500002の2.9による。
- b) 整備において発生した部品などの返納（以下，“返納品”という。）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7による。
- c) 返納場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部（住所：茨城県土浦市右舂2410）とする。
- d) 返納品以外の部品及び副資材は、契約の相手方で処分する。

2.11 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるほか、必要によって調達要領指定書によって指定する。

2.12 給油脂など

給油脂などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.11による。

2.13 外観・機能・性能

2.13.1 外観

外観は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.13.2 機能・性能

機能及び性能は、2.7に示す修理基準に適合しなければならない。

2.14 整備品の表示

整備品の表示は、次による。

- a) 整備品の表示は、GLT-CG-Z500002の2.13及び附属書Aによるほか、必要によって調達要領指定書で指定する。
- b) 整備品に表示されている標識などは、元の状態に復する。

2.15 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の社内基準及び規格による。ただし、2.13.2の機能及び性能を満足しなければならない。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

5.2 承認用図面等

承認用図面等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.2による。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8による。

表 8－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	c)
2	作業員名簿			
3	作業記録表（役務完了調書）			
4	試験成績書			
5	校正証明書（校正結果報告書 ^{d)} ）			
6	官給申請書			
7	無償貸付申請書			
8	受領書			
9	返品書・材料使用明細書			
10	官函借用申請書			
11	部品検査成績書			
12	整備診断明細書（整備明細仕様書）			
13	標準外（追加）作業（費）見積書			
注 ^{a)} 部数は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{b)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{c)} 提出時期は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{d)} 校正結果報告書は、校正不能の場合に限り、提出する。				

5.4 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の

5.4.1による。

6 秘密保全など

6.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

6.2 官側の施設などへの立入

官側の施設などへの立入は、GLT-CG-Z500002の6.2による。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

整備品の引渡しに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

6.4 官側の資料使用に関する注意

官側の資料使用に関する注意は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の6.4による。

6.5 特定化学物質

契約の相手方は、部品等に特定化学物質（ポリ塩化ビフェニール（以下，“PCB”という。）、ポリ塩化ナフタリン（以下，“PCN”という。）及びヘキサクロロベンゼン（以下，“HCB”という。））を使用してはならない。

7 その他

7.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

7.2 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

7.3 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

7.4 支援の要請

支援の要請は、GLT-CG-Z500002の7.4による。

7.5 技術資料

技術資料は、GLT-CG-Z500002の7.5による。

7.6 携行工具及び附属品などの確認

携行工具及び附属品などの確認は、GLT-CG-Z500002の7.7による。

7.7 諸法規との関連

諸法規との関連は、GLT-CG-Z500002の7.8による。

7.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z500002の7.9による。

7.9 文書などの誤認

文書などの誤認は、GLT-CG-Z500002の7.10による。

7.10 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 2－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	点検	2.7 に基づき性能試験などを実施し、調達要領指定書に示された不具合箇所又は不具合内容を点検し、整備及び交換部品を判定する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解するとともに、必要な範囲を洗浄し、付着しているゴミ及び油脂類を除去、清掃する。
4	整備	調達要領指定書によって指定された整備内容に基づき、整備（修理・校正 ^{b)} 、部品交換及び補充などを含む。）する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
6	塗装	2.11 による。
7	試験	3.1 による。
8	完成検査	3.2 による。
9	整備品の表示	2.14 による。
10	包装	簡条 4 による。
注 ^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。		
注 ^{b)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 3－整備作業工程表（標準・標準外（又は確定・追加）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	機能点検 ^{a)}	a) 2.7 に基づき、機能点検（計測及び診断^{a)}を含む。）などを行う。 b) 点検結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）の要否を判定する。 c) 判定結果で、標準外作業が必要と判断した場合は、標準外作業見積書を作成する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解するとともに、必要な範囲を洗浄し、付着しているゴミ及び油脂類を除去、清掃する。
4	整備	2.7 に基づき、次の整備等を行う。 a) 調達要領指定書に基づき、指定された各整備品の整備等を行う。 b) 分解した各部品の、整備等を行う。 c) 工程 2 において交換が必要とされた部品（整備品を含む。）を交換する。 d) 校正した部品の、校正証明書又は校正結果報告書^{b)}を作成する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
6	試験	3.1 による。
7	塗装	2.11 による。
8	整備品の表示	2.14 による。
9	完成検査	3.2 による。
10	包装	箇条 4 による。
注^{a)} 機能点検及び計測の結果、交換などと判定された部品は、契約担当官等の指示を受けた後、標準外作業として交換などを行う。 注^{b)} 校正合格の場合は、校正証明書を、校正不合格の場合は、校正結果報告書を作成する。		

表 4－整備作業工程表（診断作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検，確認する。
2	分解・洗浄	工程作業上，必要な範囲を分解し，付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
3	機能点検	a) 2.7 に基づき，機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。
4	診断	a) 工程 3 の結果に基づき，整備（修理及び校正を含む。），交換並びに補充など（以下，“整備等”という。）の可否を判定する。 b) 分解した範囲において組立を行う。 c) 契約の相手方は，診断後に整備診断明細書を作成し，契約担当官等に提出するとともに，承認を受ける。
5	包装	箇条 4 による。

表 5－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	不具合箇所等の確認	次の点検計測を実施し、整備明細仕様書^{b)}に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 当該整備品について目視点検を行い、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）箇所及び内容を確認する。 b) 2.7に基づき、性能試験などを実施し、交換及び整備等部品を確認する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
4	整備	整備明細仕様書によって指定された整備内容に基づき、整備等 ^{c)} を実施する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12による。
6	試験	3.1による。
7	完成検査	3.2による。
8	整備品の表示	2.14による。
9	包装	箇条4による。
注^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。 注^{b)} 整備明細仕様書とは、別に行われた診断作業で提出された整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。 注^{c)} 校正した部品の、校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 6－整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式）

区分	番号	工程	作業内容
診断作業	1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
	2	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
	3	機能点検	a) 2.7 に基づき、目視及び測定機器などを使用した機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。
	4	診断 ^{a)}	a) 工程 3 の結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）の要否を判定する。 b) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を作成し、契約担当官等に提出するとともに、承認を受ける。
整備作業	5	不具合箇所などの確認	次の点検計測を実施し、整備診断明細書に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 整備品について目視点検を行い、整備等箇所及び内容を確認する。 b) 2.7 に基づき機能試験などを実施し、交換及び整備等箇所などを確認する。
	6	整備・校正	整備明細仕様書 ^{b)} に基づき、下記の整備等を行う。 a) 分解した各部品は、2.7 に基づき整備（又は修理）及び校正を行う。 b) 校正 ^{c)} は、校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 なお、校正不能の場合は、契約担当官等の指示を受ける。 c) 要交換と判定された部品（整備品を含む。）を交換する。
	7	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
	8	試験	3.1 による。
	9	塗装・防せい処置など	a) 入場点検並びに機能点検の結果に基づき、塗装及び防せい処置などを行う。 b) 2.11 による。
	10	完成検査	3.2 による。
	11	整備品の表示	2.14 による。
	12	包装	箇条 4 による。
注 ^{a)}			工程 4 に示す、診断の結果、対象品の故障などが確認された場合には、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて、契約担当官等の指示を受ける。
注 ^{b)}			整備明細仕様書とは、機能点検後、契約の相手方が作成した整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。
注 ^{c)}			校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。

表 7－整備作業工程表（据付役務）

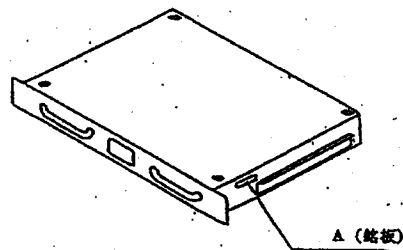
番号	工程	作業内容
1	事前点検など	設置作業前に据付機器類の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）を行う。
2	設置作業	a) 据付機器類の設置（調整を含む。）を行う。 b) その他契約に際し，別に指示する事項 ^{a)} を行う。
3	機能点検	設置作業終了後，据付機器類の機能点検（機能試験を含む。）を行う。
4	完成検査	3.2 による。
注記 作業内容，対象機器類，実施場所及び実施時期などの細部は，調達要領指定書によって指定する。		
注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。		

**附属書 A
(規定)
整備品の表示**

A. 1 表示場所

A. 1. 1 銘板による場合

銘板による場合は、図 A. 1 による。



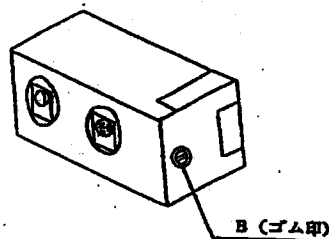
注記 1 上図 A の位置とする。細部は、契約担当官等の指示による。

注記 2 2 回目以降の整備品の表示の場合は、その右隣とする。

図 A. 1—銘板による場合

A. 1. 2 小整備品

小整備品は、図 A. 2 による。



注記 1 上図 B の位置にゴム印を捺印する。細部は、契約担当官等の指示による。

図 A. 2—小整備品

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	6.PQG1AS0002
	調達要求年月日	令和8年6月24日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和8年6月22日
品名	自動倉庫用ラインアウト搬送機の保守整備	
仕様書番号	EGM-Z700014E	

指定事項：

1.3 種類

種類は、表1の誘導武器器材とする。

2.3 整備対象品目など

整備対象品目は、下表とする。

品名	製造会社	製品名	型番	数量
自動倉庫用 ラインアウト搬送機	日本輸送機（株）	ブラッター50	FBRW14-50S-400MZ	4台

2.4 整備の種類

整備の種類は、f)点検、j)校正及びb)修理とする。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、a)標準（又は確定）作業方式とする。

2.6 整備作業

整備作業は、表2によるものとし、以下による。

- 番号1から番号7について実施し、番号8から10は実施しない。
- 番号2の点検の作業内容は、労働安全衛生規則第一百五十一条の二十一（定期自主検査）を準用するとともに、別表1に示す項目について点検を実施する。
- 番号4の整備内容は、別表2に示す定期交換部品の交換及び計量装置のはかり検査（校正）とする。
また、計量装置のはかり検査（校正）基準は、荷重に対する器差の±0.2%以内とする。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部（住所：茨城県土浦市右廻2410）とする。

2.11 塗装・防せい処置

塗装・防せい処置は、実施しない。

2.14 整備品の表示

整備品の表示は、実施しない。

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品は、指定しない。

なお、官給する部品は、別表 3 による。

5.2 承認用図面等

承認用図面の提出は、必要としない。

5.3 提出書類

提出書類は、別表 4 による。

6.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1のb), c)及びd)による。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

整備品の引渡しに関する事項は、指定しない。

別表1－点検項目表

品名	系統名	点検箇所	点検項目
ラインアウト 搬送機	電動機	電動機本体（走行用）	ブラシの摩耗・あたり、ばね力
			コンミテータの汚れ・摩耗
			内部渡り線・ピグテールのゆるみ
			取付状態
		電動機本体（荷役用）	ブラシの摩耗・あたり、ばね力
			コンミテータの汚れ・摩耗
			内部渡り線・ピグテールのゆるみ
			取付状態
	制御装置	コントローラ（走行用）	モータの回転状態（低速・中速・高速・加速）、異音・異臭
		コントローラ（荷役用）	モータの回転状態（低速・中速・高速・加速）、異音・異臭
		コンタクタ（走行用）	接点のゆるみ・損傷・摩耗・作動・汚れ
		コンタクタ（荷役用）	取付状態
			接点のゆるみ・損傷・摩耗・作動・汚れ
		マイクロスイッチ	取付状態
			タイミングの適・否
			損傷
		過電流制限装置	モータの最大電流値（走行用）
		安全装置	モータの最大電流値（荷役用）
		ヒューズ	コンタクタの作動
		配線	容量の適・否
	取付状態		
	充電装置	充電器	ゆるみ・損傷・クランプの状態
			タイマーの作動、マグネットの作動、接点の損傷・摩耗
			充電用コード、コンセント、プラグの損傷・焼損
	バッテリー	バッテリー	電圧検出リレー作動電圧
			液量、電解液比重
			各電槽の電圧
			端子のゆるみ・損傷・腐食
容器の損傷・液漏れ			
動力伝達装置	ドライブユニット	コード、コネクタの損傷・接続	
		異音・取付	
		油漏れ・油量・汚れ	
走行装置	ホイール（タイヤ）	亀裂・損傷・摩耗・金属片等の噛み込み	
		ベアリングのがた・異音	
	サスペンション	取付状態	
		亀裂・損傷・変形	
		取付状態	

別表1-点検項目表(続き)

品名	系統名	点検箇所	点検項目
ラインアウト 搬送機	操縦装置	ハンドル	振れ・取られ・戻り具合・重さ ホイールの遊び・緩み・がた
		ロッド	亀裂・損傷・曲がり・がた
		かじ取り車輪	左右旋回半径 車輪と他の部分との接触
		パワーステアリング装置	油漏れ・取付状態 車体との干渉、コンミテーターの汚れ・摩耗・異音 モーターブラシの摩耗・当たり
		ステアリングチェーン等	張り・損傷・摩耗
	制動装置	走行ブレーキ	ペダルの遊び、ペダルの高さ、効き具合 ブレーキの開放・ロック状態 スイッチ開閉タイミング[デッドマン式]
		ブレーキディスク、パッド	パッドの引きずり・厚さ ディスク・キャリバーの亀裂・損傷・摩耗 取付状態
	荷役装置	フォーク	止めピン部の変形・亀裂・摩耗 フォーク先端の開き、段差・曲がり 根元部の亀裂・摩耗、アッパー・ローアフック部の亀裂・摩耗
		マスト、ストラドルアーム、 リフトブラケット	マストの変形・亀裂・損傷 ストラドルアームの変形・亀裂・損傷 ローラーの摩耗・がた、ピン部の亀裂 ブラケットの変形・亀裂・損傷
		チェーン、チェーンホイール	チェーンの張り・伸び・亀裂・変形・損傷・腐食 ホイールの変形・損傷・がた
	油圧装置	作動油タンク、フィルター	タンクの油漏れ・油量・汚れ フィルターの汚れ・目詰まり・損傷
		配管(高圧ホース・パイプ)	亀裂・損傷・老化・ねじれ・油漏れ 取付状態
		油圧ポンプ	油漏れ・異常振動・異音・異常発熱
		シリンダー(リフト用、ティルト 用、リーチ用)	作動・油漏れ・打痕・亀裂・曲り・擦り傷 取付状態
		自然降下量、自然前傾量	自然降下量、自然前傾量
		制御弁(コントロールバルブ)	作動・油漏れ・リリース圧力 取付状態
		電磁弁	作動・異音・異常発熱・油漏れ
	車体・安全装置等	車枠、車体	亀裂・変形 取付状態
		滑り止め	亀裂・破損・変形・取付状態
		表示板	損傷・取付状態
		ヘッドガード・バックレスト	亀裂・変形・損傷・取付状態
		灯火装置、方向指示器、計器類	作動・取付状態・破損・水浸入
		警報装置、後写鏡	音量・音質・汚れ・破損・写影 取付状態
		給油脂	給油脂状態
	計量装置	はかり検査(校正)	荷重に対する器差、位置による器差、感度
	総合	総合テスト	各装置の作動・異常振動・異音・異常発熱(走行・作業テスト)

別表2—定期交換部品

連番	品 名	品 番	数量 (EA)
1	スイッチV101C810410	1910-52012	12
2	アクチュエーターVAL2	1910-52013	12
3	コンタクト	24200-11941	4
4	コンタクター	35810-01090-0	4
5	コンタクター200VCLK15J	35810-06120	4
6	リミットスイッチ	70000-60270	4
7	コンタクターリペアキット	99505-00033	12
8	コンタクトキット	99505-00034	8

別表3—官給部品表

連番	品 名	品 番	数量 (ℓ)
1	油圧作動油	スーパーハイランド32	60

別表4－提出書類

番号	書 類 名	部数	提出先	提出時期	様式		
1	工程表	1	検査官等	契約後速やかに	随意		
2	作業員名簿	1			日々の作業終了後	入札及び契約心得による	
3	作業記録表（役務完了調書）	1		整備作業終了後速やかに		随意	
4	校正証明書（校正結果報告書 ^{d)} ）	1				官給品受領の都度	
5	受領書	1					
6	返品書・材料使用明細書	1		整備作業終了後速やかに		随意	
7	特定自主検査記録及び点検記録	1					
注 ^{d)} 校正結果報告書は、校正不能の場合に限り、提出する。							

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
各器材等外注整備	EGM-Z700014E	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成26年 5月21日
	変 更	令和 5年 8月31日
	作成部隊等名	関東補給処 誘導武器部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において実施する各器材等（誘導武器器材、その他の教育訓練器材及び工具・機器類等を含む。）の外注整備（以下、“整備”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達要領指定書で指定する。

表1-種類

番号	対象区分
1	誘導武器器材
2	教育訓練器材
3	工具・機器類
4	その他

1.4 引用文書等

1.4.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

1.4.2 関連文書

a) 規格

MIL-M-43719 MARKING MATERIALS AND MARKERS, ADHESIE,
ELASTOMERIC, PIGMENTED;

b) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

1.5 附属書

附属書A 整備品の表示

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 整備対象品目など

整備対象品目など（以下，“整備品”という。）は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.6 整備作業

整備作業は、表2～表7によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.7 修理基準

修理基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.5による。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の営業所等とする。

2.9 使用器材・機器

整備に使用する器材及び機器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.10 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 部品及び副資材は、契約の相手方が準備するほか、GLT-CG-Z500002の2.9による。
- b) 整備において発生した部品などの返納（以下，“返納品”という。）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7による。
- c) 返納場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部（住所：茨城県土浦市右廻2410）とする。
- d) 返納品以外の部品及び副資材は、契約の相手方で処分する。

2.11 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるほか、必要によって調達要領指定書によって指定する。

2.12 給油脂など

給油脂などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.11による。

2.13 外観・機能・性能

2.13.1 外観

外観は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.13.2 機能・性能

機能及び性能は、2.7に示す修理基準に適合しなければならない。

2.14 整備品の表示

整備品の表示は、次による。

- a) 整備品の表示は、GLT-CG-Z500002の2.13及び附属書Aによるほか、必要によって調達要領指定書で指定する。
- b) 整備品に表示されている標識などは、元の状態に復する。

2.15 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の社内基準及び規格による。ただし、2.13.2の機能及び性能を満足しなければならない。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

5.2 承認用図面等

承認用図面等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.2による。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8による。

表 8－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	c)
2	作業員名簿			
3	作業記録表（役務完了調書）			
4	試験成績書			
5	校正証明書（校正結果報告書 ^{d)} ）			
6	官給申請書			
7	無償貸付申請書			
8	受領書			
9	返品書・材料使用明細書			
10	官図借用申請書			
11	部品検査成績書			
12	整備診断明細書（整備明細仕様書）			
13	標準外（追加）作業（費）見積書			
注 ^{a)} 部数は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{b)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{c)} 提出時期は、調達要領指定書によって指定する。				
注 ^{d)} 校正結果報告書は、校正不能の場合に限り、提出する。				

5.4 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.1による。

6 秘密保全など

6.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

6.2 官側の施設などへの立入

官側の施設などへの立入は、GLT-CG-Z500002の6.2による。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

整備品の引渡しに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

6.4 官側の資料使用に関する注意

官側の資料使用に関する注意は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の6.4による。

6.5 特定化学物質

契約の相手方は、部品等に特定化学物質（ポリ塩化ビフェニール（以下、“PCB”という。）、ポリ塩化ナフタリン（以下、“PCN”という。）及びヘキサクロロベンゼン（以下、“HCB”という。））を使用してはならない。

7 その他

7.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

7.2 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

7.3 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

7.4 支援の要請

支援の要請は、GLT-CG-Z500002の7.4による。

7.5 技術資料

技術資料は、GLT-CG-Z500002の7.5による。

7.6 携行工具及び附属品などの確認

携行工具及び附属品などの確認は、GLT-CG-Z500002の7.7による。

7.7 諸法規との関連

諸法規との関連は、GLT-CG-Z500002の7.8による。

7.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z500002の7.9による。

7.9 文書などの誤認

文書などの誤認は、GLT-CG-Z500002の7.10による。

7.10 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 2－整備作業工程表（標準（又は確定）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	点検	2.7 に基づき性能試験などを実施し、調達要領指定書に示された不具合箇所又は不具合内容を点検し、整備及び交換部品を判定する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解するとともに、必要な範囲を洗浄し、付着しているゴミ及び油脂類を除去、清掃する。
4	整備	調達要領指定書によって指定された整備内容に基づき、整備（修理・校正 ^{b)} 、部品交換及び補充などを含む。）する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
6	塗装	2.11 による。
7	試験	3.1 による。
8	完成検査	3.2 による。
9	整備品の表示	2.14 による。
10	包装	箇条 4 による。
注 ^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。		
注 ^{b)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 3－整備作業工程表（標準・標準外（又は確定・追加）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	機能点検 ^{a)}	a) 2.7に基づき、機能点検（計測及び診断^{a)}を含む。）などを行う。 b) 点検結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）の可否を判定する。 c) 判定結果で、標準外作業が必要と判断した場合は、標準外作業見積書を作成する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解するとともに、必要な範囲を洗浄し、付着しているゴミ及び油脂類を除去、清掃する。
4	整備	2.7に基づき、次の整備等を行う。 a) 調達要領指定書に基づき、指定された各整備品の整備等を行う。 b) 分解した各部品の、整備等を行う。 c) 工程2において交換が必要とされた部品（整備品を含む。）を交換する。 d) 校正した部品の、校正証明書又は校正結果報告書^{b)}を作成する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12による。
6	試験	3.1による。
7	塗装	2.11による。
8	整備品の表示	2.14による。
9	完成検査	3.2による。
10	包装	箇条4による。
注^{a)} 機能点検及び計測の結果、交換などと判定された部品は、契約担当官等の指示を受けた後、標準外作業として交換などを行う。 注^{b)} 校正合格の場合は、校正証明書を、校正不合格の場合は、校正結果報告書を作成する。		

表 4-整備作業工程表（診断作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
3	機能点検	a) 2.7に基づき、機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。
4	診断	a) 工程3の結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）の可否を判定する。 b) 分解した範囲において組立を行う。 c) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を作成し、契約担当官等に提出するとともに、承認を受ける。
5	包装	箇条4による。

表 5－整備作業工程表（整備（又は修理）作業方式）

番号	工程	作業内容
1	入場点検 ^{a)}	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
2	不具合箇所等の確認	次の点検計測を実施し、整備明細仕様書^{b)}に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 当該整備品について目視点検を行い、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）箇所及び内容を確認する。 b) 2.7に基づき、性能試験などを実施し、交換及び整備等部品を確認する。
3	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
4	整備	整備明細仕様書によって指定された整備内容に基づき、整備等 ^{c)} を実施する。
5	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12による。
6	試験	3.1による。
7	完成検査	3.2による。
8	整備品の表示	2.14による。
9	包装	箇条4による。
注^{a)} 入場点検の結果、対象品目の故障などが確認された場合は、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて契約担当官等の指示を受ける。 注^{b)} 整備明細仕様書とは、別に行われた診断作業で提出された整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。 注^{c)} 校正した部品の、校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。		

表 6－整備作業工程表（整備（又は修理）診断作業方式）

区分	番号	工程	作業内容
診断作業	1	入場点検	a) 入場した整備品について、外観の目視点検及び整備品の構成品の欠品の有無について点検する。 b) 5.1 によって貸付品等が発生した場合は、構成品及び附属品の数量などを点検、確認する。
	2	分解・洗浄	工程作業上、必要な範囲を分解し、付着しているゴミ及び油脂類を除去し洗浄する。
	3	機能点検	a) 2.7 に基づき、目視及び測定機器などを使用した機能点検（計測を含む。）などを行う。 b) 機能点検に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。
	4	診断 ^{a)}	a) 工程 3 の結果に基づき、整備（修理及び校正を含む。）、交換並びに補充など（以下、“整備等”という。）の可否を判定する。 b) 契約の相手方は、診断後に整備診断明細書を作成し、契約担当官等に提出するとともに、承認を受ける。
整備作業	5	不具合箇所などの確認	次の点検計測を実施し、整備診断明細書に示された不具合箇所又は不具合内容を確認する。 a) 整備品について目視点検を行い、整備等箇所及び内容を確認する。 b) 2.7 に基づき機能試験などを実施し、交換及び整備等箇所などを確認する。
	6	整備・校正	整備明細仕様書 ^{b)} に基づき、下記の整備等を行う。 a) 分解した各部品は、2.7 に基づき整備（又は修理）及び校正を行う。 b) 校正 ^{c)} は、校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 なお、校正不能の場合は、契約担当官等の指示を受ける。 c) 要交換と判定された部品（整備品を含む。）を交換する。
	7	組立・調整	a) 分解した範囲において、2.13.2 に基づき組立及び調整（給油脂を含む。）を行う。 b) 給油脂は、2.12 による。
	8	試験	3.1 による。
	9	塗装・防せい処置など	a) 入場点検並びに機能点検の結果に基づき、塗装及び防せい処置などを行う。 b) 2.11 による。
	10	完成検査	3.2 による。
	11	整備品の表示	2.14 による。
	12	包装	箇条 4 による。
注^{a)} 工程 4 に示す、診断の結果、対象品の故障などが確認された場合には、以降の作業継続の可否及び作業内容などについて、契約担当官等の指示を受ける。 注^{b)} 整備明細仕様書とは、機能点検後、契約の相手方が作成した整備診断明細書の器材内容などについて官側が審査し、承認したものをいう。 注^{c)} 校正証明書又は校正結果報告書（校正が不能であった場合）を作成する。			

表 7－整備作業工程表（据付役務）

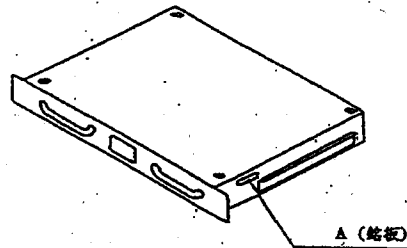
番号	工程	作業内容
1	事前点検など	設置作業前に据付機器類の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）を行う。
2	設置作業	a) 据付機器類の設置（調整を含む。）を行う。 b) その他契約に際し、別に指示する事項 ^{a)} を行う。
3	機能点検	設置作業終了後、据付機器類の機能点検（機能試験を含む。）を行う。
4	完成検査	3.2 による。
注記 作業内容、対象機器類、実施場所及び実施時期などの細部は、調達要領指定書によって指定する。 注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。		

**附属書 A
(規定)
整備品の表示**

A.1 表示場所

A.1.1 銘板による場合

銘板による場合は、図 A.1 による。



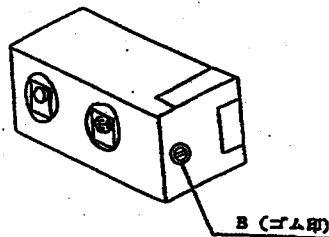
注記 1 上図 A の位置とする。細部は、契約担当官等の指示による。

注記 2 2 回目以降の整備品の表示の場合は、その右隣とする。

図 A.1—銘板による場合

A.1.2 小整備品

小整備品は、図 A.2 による。



注記 1 上図 B の位置にゴム印を捺印する。細部は、契約担当官等の指示による。

図 A.2—小整備品

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	6PQG1AS0003
	調達要求年月日	令和8年6月24日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和8年6月22日
品名	保管倉庫用荷役機械類の点検	
仕様書番号	EGM-Z700014E	

指定事項：

1.3 種類

種類は、表1の誘導武器器材とする。

2.3 整備対象品目など

整備対象品目は、下表とする。

品名	製造会社	製品名	型番	数量
リーチフォークリフト（蓄電池式）	日本輸送機（株）	ブラッター10	FBRMW10-75-400M	1台

2.4 整備の種類

整備の種類は、f) 点検とする。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は、a) 標準（又は確定）作業方式とする。

2.6 整備作業

整備作業は、表2によるものとし、番号1から番号7について実施し、番号8から10は実施しない。

なお、番号2及び番号4の作業内容は、労働安全衛生規則第一百五十一条の二十一（定期自主検査）を準用し、行うものとする。

2.8 整備実施場所

整備実施場所は、陸上自衛隊関東補給処誘導武器部（住所：茨城県土浦市右廻2410）とする。

2.11 塗装・防せい処置

塗装・防せい処置は、実施しない。

2.14 整備品の表示

整備品の表示は、実施しない。

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、指定しない。

5.2 承認用図面等

承認用図面等の提出は、必要としない。

5.3 提出書類

提出書類は、下表による。

番号	書 類 名	部数	提出先	提出時期	様式
1	工程表	1	検査官等	契約後速やかに	随意
2	作業員名簿	1		日々の作業終了後	入札及び契約心得による
3	作業記録表（役務完了調書）	1		整備作業終了後速やかに	随意
4	特定自主検査記録及び点検記録	1			

6.1 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1のb), c)及びd)による。

6.3 整備品の引渡しに関する事項

整備品の引渡しはしない。

委 任 状 (入 札 等)

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

承認申請

再委託書

届出

発簡番号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊関東補給処

調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

1 _____ を再委託者として貴部発注

調 達 要 求 番 号 : _____

契約番号契約年月日 : _____

品 名 数 量 : _____

に関する契約について別紙のとおり再委託するため承認願います。

~~お届けします。~~

2 令和8年度分

承認書

調 達 要 求 番 号 :

契約番号契約年月日 :

品 名 数 量 :

の契約に係る事項について
条件を付して承認する。

に再委託することの下記

記

承認番号

再委託第

号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊関東補給処

調達会計部長 青木 哲也

注 : 1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること

2 不要の箇所は抹消すること

- 1 再委託を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由
- 2 再委託を必要とする理由
- 3 再委託の範囲
- 4 再委託部分にかかる契約金額又は見積額
- 5 契約相手方と再委託を行わせようとする者との再委託部分に係る納入条件（納期、納入場所等）
- 6 その他必要と認める事項

注 年度区分における届け出は、項目 1，2，3 とする。

入 札 書

金額¥

(消費税及び地方税額を含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自動倉庫用ラインアウト搬送機の保守整備	仕様書のとおり	ST	1		
保管倉庫用荷役機械類の点検	仕様書のとおり	UN	1		
	以下余白				
納 入 場 所	関東補給処		納 期	令和9年1月29日～ 令和9年2月26日	
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊関東補給処

調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所

会社名

代表者

担当者

連絡先

(注) 押印を省略する場合には担当者名および連絡先を記載すること